被扶養者現況調査書（子）

記入例

扶養申請を行う際は、この調査書を記入の上、被扶養者異動届と該当する必要書類を添付し、異動の事実発生から原則5日以内に事業所ご担当者様宛てにご提出ください。

下記の通り相違していることが判明した場合は、被扶養者の認定を遡って取り消し、保険給付の返還を求めることがあります。就職した場合や収入に変動があり認定基準から外れる状況になった場合は速やかに被扶養者削除の手続きを行います。

署名した日付を記入してください

2026 年 4 月 1 日

被保険者署名　健保　太郎

自筆または入力してください

【問い合わせ先】
株式会社イーウェル　健保BPOセンター
ヒロセ電機健康保険組合担当
Email：hirosekenpo-bpo@ewel.co.jp

記号	番号	被保険者氏名	従業員番号
100	12345	健保　太郎	6789

※申請対象者について以下ご記入ください

氏名	続柄	生年月日	年齢
（フリガナ）ケンポ　イチロウ	長男	□昭和 □平成 ☑令和 0 8 年 0 3 月 2 7 日	0 歳
健保　一郎			

氏名は楷書ではっきりと記入してください

長男、長女、次男、次女のように記入してください

①同居別居区分

☑同居	世帯全員分の住民票（世帯主・続柄記載があるもの、マイナンバー（個人番号）の記載がないもの）※1	
□別居	別居の理由※2 月 円 年 円	必要書類 ・申請対象者と被保険者本人の世帯全員分の住民票（世帯主・続柄記載があるもの、マイナンバー（個人番号）の記載がないもの）※1 ・申請対象者の戸籍謄本 ・直近3ヶ月分の仕送りの証明書（送金者氏名、受取者氏名、送金額がわかる振込明細(写)または預貯金通帳(写)・現金書留の控(写)等） ・毎月の一定額の仕送りとは別の仕送り（学費など）がある場合は、当該証明書（送金者氏名、受取者氏名、送金額がわかる振込明細(写)または預貯金通帳(写)・現金書留等の(写)等） 注）[illegible]ません。

別居の場合、続柄の確認のために戸籍謄本を提出していただきます

毎月の一定額の仕送りとは別の仕送り（学費など）がある場合は、当該仕送り額も合計し、今後1年間のおよその見込み仕送り額を記入してください

※1原則として国内居住が要件となりますが、一部例外が認められる場合があります。
※2社命による単身赴任での別居の場合や、別居されているお子様が18歳未満の場合[illegible]

②健康保険の加入状況

☑健康保険に加入中	加入中の健康保険組合名または市区町村名	
□健康保険を喪失済み	加入していた健康保険組合名または市区町村名	喪失年月日 令和　年　月　日
☑出生児のため無保険		

③申請理由

該当するものにチェック	必要書類
☑出生	
☐被保険者の入社	
☐退職	退職証明書（写）または離職票1-2（写）
☐廃業	廃業届（写）
☐被保険者の離婚	被保険者の戸籍謄本
☐養子縁組	申請対象者の戸籍謄本
☐収入減少	収入減少後3ヶ月分の給与明細（写）
☐労働条件[illegible]	労働条件変更後の労働条件通知書（写）または雇用契約書（写）
☐失業給付[illegible]	雇用保険受給資格者証（両面写）　注）支給終了印のあるもの
☐その他 申請理由（　　）	健保BPOセンターへお問い合わせください。

税務署に提出後の書類（写）を提出してください

WEB給与明細の画面のスクリーンショット可
氏名、支給月、支払元の企業名、支給明細の内容が確認できるよう、印刷の際にはご注意ください

労働契約を更新している場合は、最新のものを提出してください

2枚目に続く（1/3）

④収入状況等

		必要書類
☑ 出生児のため無収入		
☐ 無職 注）③申請理由が出生、退職の場合はチェック不要 注）未就学児、小中学生、高校生、大学生、専門学生はチェック不要		非課税証明書※1
☐ 未就学児・小中学生		
☐ 高校生、大学生、専門学生		在学証明書（写）または学生証（写）
☐ パート・アルバイト ※2	☐ 働きはじめて3ヶ月以内	労働条件通知書（写）または雇用契約書（写）
	☐ 働きはじめて4ヶ月以上	下記③ ①労働 ②直近 写）＋直近1ヶ月分の給与明細（写）
	上記で労 雇用契約	☐ **収入については、提出した労働条件通知書等に基づく給与収入のみであり、それ以外の収入はありません。**
☐ 自営業・フリーランス		課税証明書＋確定申告書、収支内訳書の書類一式（写）または青色申告決算書（写）
☐ 失業給付 注）③申請理由が退職の場合は、いずれかチェック要	☐ 受給	雇用保険受給資格者証（両面写）または離職票1-2（写）
	受給開始予定日（　　）	☐ **受給開始後、被扶養者の収入要件に該当しなくなった場合は速やかに被扶養者異動届（削除）を提出いたします。**
	☐ 受給期間延長	受給延長通知（写）
	☐ 受給中※3	雇用保険受給資格者証（両面写）
	☐ 失業給付を受給しない	離職票1-2（写）
	☐ 雇用保険未加入	雇用保険未加入がわかる書類または「雇用保険未加入に関する申立書」
☐ 出産手当金、傷病手当金、育児休業給付金受給中※3		支給決定通知書（写）
☐ 年金受給者（老齢・障害・遺族など）		直近の年金支払通知書（写）または直近の年金改定通知書（写）

給与収入確認書類として、労働条件通知書（写）または雇用契約書（写）をご提出いただく場合で、収入が当該労働条件通知書に基づく給与収入のみである方は✓を記入してください

失業給付も被扶養者の収入とみなします。受給開始後、収入要件を満たさなくなったときは、扶養から外れる届出が必要ですので、確認の上、✓をつけてください
受給開始予定日が決まっている場合には日付を記入してください

ご加入の健康保険組合のホームページに様式の掲載がない場合は健保BPOセンターまでご連絡ください

※1取得された証明書が課税証明書だった場合は、記載されている所得に応じた下記の書類を追加添付ください。
- 給与所得：直近でお勤めされていた会社の退職証明書（写）
- 事業所得、不動産所得：直近の確定申告書一式（写）　注）収支内訳書（写）含む、または青色申告決算書（写）
- 雑所得（公的年金等）：受け取られている年金の証書（写）もしくは、直近の年金支払通知書（写）または直近の年金額改定通知書（写）等
- 上記以外：健保BPOセンターへお問い合わせください。

※2学生でパート・アルバイトをされている場合は、「高校生、大学生、専門学生」に加えて「パート・アルバイト」もチェックしてください。
※3受給日額が被扶養者の収入要件を上回る場合は被扶養者になることはできません。

⑤国籍

	必要書類
☑ 日本国籍	
☐ 外国籍	☐ 日本滞在の目的は、下記①～③のいずれにも該当しません。※ ①病院もしくは診療所に入院し、医療を受ける活動 ②①の医療を受ける活動を行う者の日常の生活を世話する活動 ③一年を超えない期間滞在し、観光、保養、その他これらに類似する活動

外国籍の方は、こちらもご確認の上、該当しない場合は、✓を記入してください

※日本滞在の目的が①～③のいずれかに該当する場合は健康保険の被扶養者になることはできません。

3枚目に続く（2/3）

※被保険者配偶者の状況について以下ご記入ください

⑥被保険者配偶者の状況等

			必要書類	左記の書類がない場合	
	配偶者がいない		交付されていれば以下の書類のいずれか ・ひとり親医療証（写） ・児童扶養手当証書（写）		被保険者本人の戸籍謄本
	収入状況等		必要書類		
☑	既に被扶養者として認定されている				
☐	無職 注）既に被扶養者として認定されている場合はチェック不要		非課税証明書※1		
		働きはじめて3ヶ月以内	労働条件通知書（写）または雇用契約書（写）		
		働きはじめて4ヶ月以上	下記①②のいずれか ①労働条件通知書（写）または雇用契約書（写）＋直近1ヶ月分の給与明細（写） ②直近3ヶ月分の給与明細（写）		
☐	自営業・フリーランス		課税証明書＋確定申告書、収支内訳書の書類一式（写）または青色申告決算書（写）		
☐	失業給付				
		☐ 受給予定 受給開始予定日 （　　）	雇用保険受給資格者証（両面写）または離職票1-2（写）		
		☐ 受給期間延長	受給延長通知（写）		
		☐ 受給中	雇用保険受給資格者証（両面写）		
		☐ 失業給付を受給しない	離職票1-2（写）		
		☐ 雇用保険未加入	雇用保険未加入がわかる書類または「雇用保険未加入に関する申立書」		
☐	出産手当金、傷病手当金、育児休業給付金受給中		支給決定通知書（写） 注）育児休業給付金申請手続き中の場合は、休業開始前6ヶ月分の給与明細（写）		
☐	年金受給者（老齢・障害など）		直近の年金支払通知書（写）または直近の年金改定通知書（写）		
☑	配偶者がいる※2				

被保険者と配偶者の収入を比較するため、配偶者の収入がわかる書類を提出していただきます

※1取得された証明書が課税証明書だった場合は、記載されている所得に応じた下記の書類を追加添付ください。
- 給与所得：直近でお勤めされていた会社の退職証明書（写）
- 事業所得、不動産所得：直近の確定申告書一式（写）　注）収支内訳書（写）含む、または青色申告決算書（写）
- 雑所得（公的年金等）：受け取られている年金の証書（写）もしくは、直近の年金支払通知書（写）または直近の年金額改定通知書（写）等
- 上記以外：健保BPOセンターへお問い合わせください。

※2夫婦共同扶養の場合、お子様は年間収入の多い方の被扶養者となります。

〇注意事項

※公的書類は３か月以内に発行されたものをご提出ください。
※申請内容を確認後、追加で書類のご提出をお願いする場合がございます。あらかじめご了承ください。
※必要書類を提出すれば無条件に被扶養者として認定されるものではありません。審査の結果、不認定となる場合もございます。
※書類はお早めにご提出ください。離職票等、書類の取り寄せに時間を要する場合は、健保BPOセンターまでご連絡ください。
※その他、記入方法や提出書類についてご不明な点がありましたら、健保BPOセンターへお問い合わせください。